

著作権法第93条の3第1項、第94条の3第1項及び第96条の3第1項に規定する円滑な許諾のために必要な情報であって文化庁長官が定めるもの及び文化庁長官が定める方法（文化庁告示）（案）に関する意見募集の実施について

令和3年10月4日  
文化庁著作権課

この度、文化庁では、文化庁告示の制定を予定しています。  
このため、本件に関し、行政手続法第39条に基づき、意見募集を実施いたします。  
御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

**【1. 案の具体的内容】**

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載されています。

**【2. 意見の提出方法】**

(1) 提出手段 電子メール・FAX・郵送  
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください。)

(2) 提出期限 令和3年11月3日（水） 必着

(3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文化庁著作権課法規係 宛

FAX番号：03-6734-3813

電子メールアドレス：chosaku@mext.go.jp

(判別のため、件名は【「文化庁長官が定める情報及び方法」への意見】としてください。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入ください。)

**【3. 意見提出様式】**

以下の項目に従って、御記載ください。記入事項を満たしていない御意見については、受け付けられない場合がありますので、予め御了承願います。

1. 個人／団体の別
2. 氏名／団体名（団体の場合は、代表者の氏名も御記入ください。)
3. 住所
4. 連絡先（電話番号、電子メールアドレスなど)
5. 項目名（※)
6. 御意見

(※) 複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）  
また、お寄せいただいた御意見は最終的に論点毎に整理しますので、どの項目に関しての御意見か、項目名を明記していただきますようお願い申し上げます。  
具体的には、どの項目に対する御意見なのか、以下の項目名から選択し御記入ください。

項目名	
1	新法第 93 条の 3 第 1 項の「文化庁長官が定める情報」について
2	新法第 93 条の 3 第 1 項の「文化庁長官が定める方法」について
3	新法第 94 条の 3 第 1 項及び第 96 条の 3 第 1 項の「文化庁長官が定める情報」について
4	新法第 94 条の 3 第 1 項及び第 96 条の 3 第 1 項の「文化庁長官が定める方法」について

<記入例>

件名：【「文化庁長官が定める情報及び方法」への意見】

1. 個人
2. ××太郎
3. 東京都×××××
4. ×××@××× / 03-××××-××××
5. 1 新法第 93 条の 3 第 1 項の「文化庁長官が定める情報」について
6. 御意見  
.....  
.....

【4. 備考】

- ① 様式を満たしていない御意見については、受け付けられない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ③ 御意見については、氏名、住所、連絡先を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、連絡先については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(文化庁著作権課 法規係)